

宮 監 公 表 第 1 0 号  
令 和 5 年 3 月 2 4 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	日 高 透
宮崎市監査委員	山 口 俊 樹

### 定期監査措置状況の公表について

令和4年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

### 記

- 1 監査の対象部課等  
環境部
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり

(報告様式1)

令和4年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和4年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：環境部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>(環境政策課)(会計課)</p> <p>(1) 令和3年度の公園墓地特別会計決算(管理料)の表記について、決算書附属書類の備考欄に過誤納金払戻未済額が記載されていなかった。</p> <p>また、決算書及び決算書附属書類の収入未済額は、過誤納金払戻未済額を控除した額となっていた。</p>	<p>(1) 環境政策課においては、決算書附属書類における過誤納金払戻未済額の記載方法について、正しく認識していなかった。</p> <p>今後、会計課に確認しながら過誤納金払戻処理マニュアルの整備を行い、適切な決算処理に努める。</p> <p>会計課においては、決算に向けた確認作業として、出納閉鎖前後に各課に対し5回の通知を行っているが、全庁的に同じ取り扱いとなるよう、通知内容を改善し、確認方法の徹底を図る。</p>
<p>(環境政策課)</p> <p>(2) 令和3年度及び令和4年度のこども5R学習事業委託に係る複数単価契約について、予定価格書はそれぞれの単価を設定したうえで、それらに予定数量を乗じた額の合計額(推定総額)も記載すべきところ、総額のみを記載していた。</p> <p>また、令和3年度の契約書において、「事前打合せ」単価(税込み)の1円未満を切り上げていたため、予定回数どおりに実施した場合、総額による当初の支出負担行為額を上回る状態となっていた。</p>	<p>(2) 本件契約については、「複数単価契約」が適切であるかを含め、契約のあり方について今後、契約課と協議し、適切な事務処理に努める。</p>
<p>(3) 令和3年度及び令和4年度の旧共同利用施設浜畑センター及び山崎台センターのコンクリート柱(PHS基地局)に係る普通財産貸付料について、「その他の柱類」と「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定すべきところ、「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定し徴収していた。</p>	<p>(3) 普通財産貸付料は、行政財産貸付料と算定方法が同じであるため、「行政財産目的外使用許可基準説明会」の資料を再度確認し、今回指摘された事項について情報共有を行うとともに、チェックを十分に行う。</p>

・令和3年度

【正】 63円×1本+1,300円×1個=1,363円

【誤】 1,300円×1個 =1,300円

差額 63円

・令和4年度

【正】 62円×1本+1,200円×1個=1,262円

【誤】 1,200円×1個 =1,200円

差額 62円

(4) 令和3年度の宮崎市葬祭センター自動販売機(建物)設置に係る行政財産目的外使用料について、宮崎市行政財産使用料条例には「建物を使用するものに係る使用料の額は、この表の規定により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。」と規定されているにもかかわらず、100分の110を乗じない額で使用料を算定し、過少に徴収していた。

【正】 112,547円

【誤】 102,315円

差額 10,232円

(5) ほがらか湯の行政財産目的外使用において、次のような不備があった。

① 令和3年5月の自動販売機電気使用料について、使用電力量の小数点以下を切り捨てて算定していた。

【正】 7,208円

【誤】 7,203円

差額 5円

また、不足する使用料については、相手方に対し丁寧な説明を行い、納入について理解を求める。

今後は、令和5年3月に環境部職員を対象に行政財産目的外使用許可に関する部内研修を実施し、今回指摘された事項について情報共有を行い、適正な事務処理に努める。

(4) 行政財産使用料条例別表第2の備考欄1に記載されている建物に関する規定を把握していなかった。

今後は、事務処理の根拠となる条例・規則等の再確認を行うとともに、算定シートを活用し、適切な事務処理を行う。

また、不足する使用料については、相手方に対し丁寧な説明を行い、納入について理解を求める。

併せて、令和5年3月に環境部職員を対象に行政財産目的外使用許可に関する部内研修を実施し、今回指摘された事項について情報共有を行い、適正な事務処理に努める。

(5) ①数値の入れ間違いによるミスであり、チェックが十分なされていれば防げたものであった。

「行政財産目的外使用許可基準説明会」の資料を再度確認し、今回指摘された事項について情報共有を行うとともに、入力項目に誤りがないか、チェックリストを活用して二重チェックを行っていく。

また、誤って算定した使用料については、相手方に対し丁寧な説明を行い、納入について理解を求める。

今後は、令和5年3月に環境部

<p>② 令和4年2月のマッサージ機電気使用料について、子メーターが設置されていないため、電力量料金、燃料費（等）調整額、再エネ賦課金の合計を用いて算定すべきところ、基本料金、電力量料金、再エネ賦課金の合計を用いて算定していた。</p> <p>【正】 8,241 円 【誤】 8,693 円 差額 452 円</p> <p>(環境業務課)</p> <p>(1) 令和4年度宮崎市一般廃棄物指定収集袋在庫管理及び配送業務委託契約について、執行伺は令和3年度当初予算に債務負担行為限度額を計上した際の設計金額で起案、決裁されていた。その後、仕様及び設計金額を変更したため、執行伺を取り消して再度起案すべきところ、それがなされないまま、変更後の設計金額を予定価格として執行し契約締結していた。</p>	<p>職員を対象に行政財産目的外使用許可に関する部内研修を実施し、今回指摘された事項について情報共有を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>②数値の入れ間違いによるミスであり、チェックが十分なされていれば防げたものであった。「行政財産目的外使用許可基準説明会」の資料を再度確認し、今回指摘された事項について情報共有を行うとともに、入力項目に誤りがないか、チェックリストを活用して二重チェックを行っていく。</p> <p>また、誤って算定した使用料については、相手方に対し丁寧な説明を行って返還し、理解を求めらる。</p> <p>今後は、令和5年3月に環境部職員を対象に行政財産目的外使用許可に関する部内研修を実施し、今回指摘された事項について情報共有を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>委託契約等に関する決裁において、チェック体制が不足していた。今回指摘された事項について情報共有を行うとともに、今後は、担当者や補助者による精査を徹底させるとともに、決裁時に確認用チェックシートを添付・活用することで、担当者や係長等による重複チェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努める。</p>
---	--

令和5年 2月27日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

